

災害時における人員輸送支援に関する覚書

(目的)

第1条 南相馬市（以下「甲」という。）と、社会福祉法人（以下「乙」という。）は、災害発生時に福祉避難所において、災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）が支障なく避難生活を送る事ができるよう、この覚書により福祉車両による人員輸送支援について必要な事項を定めるものとする。

(支援要請)

第2条 甲は、避難所から要配慮者を福祉避難所へ人員輸送する際、福祉車両の必要が生じた場合は、乙に対し福祉車両の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な限り応じるよう努めるものとする。

(輸送施設)

第3条 乙が福祉車両にて人員輸送支援を行う福祉避難所は別表のとおりとする。

(手続き等)

第4条 甲は、人員輸送支援を乙に要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ書面で行うものとする。

ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(業務内容)

第5条 甲が要請する人員輸送支援において、乙が派遣した福祉車両が行う業務は以下のとおりとする。

(1) 要配慮者を避難所から福祉避難所へ輸送。

2 甲が要請する人員輸送支援において、乙が派遣する福祉車両は（仮称）災害時要配慮者支援センター長の指示のもと業務に従事するものとする。

(経費の負担)

第6条 甲は、乙に対し、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第7条 乙及び乙が派遣した福祉車両に乗車する職員は、避難所及び福祉避難所にて知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(有効期間)

第8条 この覚書は、締結した日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前日までに甲または乙から何らかの意思表示がないときは、この覚書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成27年 8月 日

(甲) 所在地 南相馬市原町区本町二丁目27番地

名称 南相馬市

代表者職氏名 南相馬市長 桜井 勝延

(乙) 所在地 南相馬市

名称 社会福祉法人

代表者職氏名